



目次

告 示	ページ
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	1
○海区漁場計画の一部変更 (漁業管理課)	1
○漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還 (漁港漁場課)	1
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	2
公 告	
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に關し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (8・7 掲示)	2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (〃)	2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (〃)	2

告 示

高知県告示第528号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和7年8月19日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	指定年月日
訪問看護ステーションおこめ	高岡郡四万十町琴平町9-18	育成医療及び更生医療		令和7年8月1日

高知県告示第529号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和7年8月19日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃 止 年 月 日
竹本歯科診療所 香美市土佐山田町東本町二丁目 令 7 ・ 5 ・ 31
2-45

高知県告示第530号

令和5年5月高知県告示第314号(海区漁場計画の定め)で告示した海区漁場計画の一部を変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第8項において準用する同条第6項の規定により当該海区漁場計画の変更の内容、海区漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果等について次のとおり告示する。

令和7年8月19日

高知県知事 濱田 省司

- 海区漁場計画の変更の内容
第1の共同漁業権の第一種共同漁業の88の(3)中「幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」を「宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」に改め、同93の(3)中「沖の島町母島」を「沖の島町」に改め、同94の(3)及び95の(3)中「沖の島町弘瀬」を「沖の島町」に改め、同96の(3)及び97の(3)中「沖の島町鶴来島」を「沖の島町」に改める。

- 第1の共同漁業権の第二種共同漁業の82の(3)中「幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」を「宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」に改め、同87の(3)中「沖の島町母島」を「沖の島町」に改め、同88の(3)及び89の(3)中「沖の島町弘瀬」を「沖の島町」に改め、同90の(3)及び91の(3)中「沖の島町鶴来島」を「沖の島町」に改める。
第1の共同漁業権の第二種共同漁業(小型定置)の111の(3)、112の(3)、113の(3)、114の(3)、115の(3)及び116の(3)中「幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」を「宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」に改める。
第1の共同漁業権の第三種共同漁業(飼付)の29の(3)中「沖の島町母島」を「沖の島町」に改め、同30の(3)中「沖の島町弘瀬」を「沖の島町」に改め、同31の(3)中「沖の島町鶴来島」を「沖の島町」に改める。
第1の共同漁業権の第三種共同漁業(つきいそ)の305の(3)及び306の(3)中「幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」を「宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」に改め、同309の(3)及び310の(3)中「沖の島町母島」を「沖の島町」に改め、同311の(3)及び312の(3)中「沖の島町弘瀬」を「沖の島町」に改め、同313の(3)及び314の(3)中「沖の島町鶴来島」を「沖の島町」に改める。
- 海区漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果 高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。
- 漁場の図面 高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。
- 変更後の漁業の免許予定日 令和8年2月1日。ただし、1による変更があった海区漁場計画に係る漁業に限る。
- 4に係る漁業の免許申請期間 令和7年11月10日から同年12月26日まで
- 類似漁業権以外の漁業権 なし

高知県告示第531号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和8年1月14日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

令和7年8月19日

小室漁港漁港管理者
高知県知事 濱田 省司

- 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.60メートル、船幅1.60メートル）
- 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
高岡郡四万十町興津 漁船修理場用地
令和7年7月14日午前10時
- 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
令和7年7月14日午前10時
高岡郡四万十町興津 漁船修理場用地
- 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県須崎土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 漁港管理者の措置
小室漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。
なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。
- 問い合わせ先
須崎市東古市町6番26号 高知県須崎土木事務所港湾漁港管理課（電話番号0889-42-1584）

高知県告示第532号
国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和7年7月28日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和7年8月19日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）
- 作業期間
令和7年9月24日から令和8年3月31日まで
- 作業地域

高知市、南国市、香南市及び香美市

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和7年8月19日

高知県知事 濱田 省司

- 都市計画の種類
高知広域都市計画下水道
- 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び高知市役所

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第57号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,470人である。

令和7年8月7日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第58号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、162,245人である。

令和7年8月7日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第59号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年8月7日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知市選挙区 89,303人

室戸市・東洋町選挙区	4,026人
安芸市・芸西村選挙区	5,587人
南国市選挙区	12,925人
土佐市選挙区	7,243人
須崎市選挙区	5,476人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,057人
土佐清水市選挙区	3,486人
四万十市選挙区	9,058人
香南市選挙区	9,160人
香美市選挙区	7,057人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,787人
長岡郡・土佐郡選挙区	2,920人
吾川郡選挙区	7,431人
中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区	8,521人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,225人
黒潮町選挙区	2,899人